

令和2年3回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和2年 3月26日(木)

午後 2時20分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長，浅野教育長職務代理者，市川委員，竹下委員，西川委員，
中秋委員

4 説明員 中川教育次長，堀川教育振興課長，吉本学校教育課長，
山口教育振興課教育企画係長

5 会議事件
付議案件

報告第 2号 臨時代理処分の承認について

(定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(令和元年度教育委員会関係補正予算案))

議案第35号 学校歯科医の委嘱について

議案第36号 令和元年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第37号 竹原市学校給食センター栄養士設置要綱案

議案第38号 竹原市嘱託外国語指導助手設置規則を廃止する規則案

議案第39号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を
改正する規則案

議案第40号 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案

議案第41号 外国青年勤務評定要領の一部を改正する告示案

報告・協議 職員の任免その他の人事について

報告・協議 竹原市立学校の働き方改革推進宣言について

○高田教育長 ただいまから，令和2年第3回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第36号及び報告・協議「職員の任免そ

の他の人事について」は個人情報であるため、非公開とし、報告第2号の前に付議し、議案第40号及び議案第41号は関連議案であるため一括で付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第36号及び報告・協議「職員の任免その他の人事について」は個人情報であるため、非公開とし、報告第2号の前に付議し、議案第40号及び議案第41号は関連議案であるため一括で付議することに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 以上で非公開の議題は終了しました。続いて、報告第2号「臨時代理処分の承認について（定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について（令和元年度教育委員会関係補正予算案）」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案書の1ページ2ページです。一般会計補正予算の状況をご覧ください。本件は、国の補助を受けて行う校内通信環境ネットワーク整備事業、以前お話ししたGIGAスクール構想についてでございます。国から令和2年3月5日付けで、補助金額の内定通知がございました。当初想定より補助金額が下回りましたので、補助金額を減額し、その分を起債で調整したものでございます。予算財源の内訳の組み替えを行ったもので、事業費の総額は変更しておりません。なお、この予算については全額を令和2年

度へ繰り越し、執行規模を今後精査の上執行していく予定となっているものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 確認ですが、以前、国庫の金額を市債に回すが国が負担するという理解でよろしかったですか。表の補正額の財源内訳の起債と歳入の市債は違うのですか。

○中川次長 歳入は市債で歳出は起債という言葉を使っています。

○西川委員 歳入と歳出の合計額は全く同じ額でなくても、いいのですか。歳入が、271,424千円で、歳出が270,061千円になっていますが、民間では合わないといけないと思うのですが。

○吉本課長 歳入の教育費補助金については、別事業の教育費補助金が含まれていませんので、歳入と歳出の合計額に違いが出ています。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第2号は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第35号「学校歯科医の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 続いて、議案第35号「学校歯科医の委嘱について」でございます。学校歯科医の変更届の提出に伴い、その推薦を受けた者に学校歯科医を委嘱しようとするものでございます。具体的には、当日配布資料の1ページ、2ページをご覧ください。竹原小学校の高橋宏司先生から高橋史夫先生、

お父様から息子さんに変更でございます。吉名学園前期課程の吉岡英人先生から石井光道先生でございます。これは吉岡先生がもう歯科医院を閉じられていますので、それに伴って新しく石井先生に変わるものです。以上でございます。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 市川委員 吉名学園の後期は別の歯科医の先生がいらっしゃるのですか。
- 吉本課長 後期は米田先生です。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて議案第37号「竹原市学校給食センター栄養士設置要綱案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 堀川課長 議案書14から17ページでございます。議案第37号「竹原市学校給食センター栄養士設置要綱案」についてご説明いたします。令和2年4月から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行することに伴い、会計年度任用職員の導入に対応するため、新たな要綱を制定するものでございます。今年度まで県費職員で給食センターに配置されている2名の栄養教諭が、食数の減少に伴い令和2年度から1名となるため、給食センターに栄養士資格を持った会計年度任用職員を配置し、学校給食の効率的な実施を図り、安定して給食を提供できるよう整備するものでござ

います。任期は1会計年度で、勤務は週30時間未満とし、報酬等は、竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例によることとなります。職務は学校給食の献立作成、給食物資の検収、その他給食センターの業務等に携わっていただきます。施行日は令和2年4月1日です。以上です。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。
- 中秋委員 栄養士は1年後に更新か選考をするのですか。
- 堀川課長 会計年度任用職員という制度は会計年度、1年で更新という形での雇用です。
- 中秋委員 一般募集するのですか。
- 堀川課長 今回は、公募しました。
- 中秋委員 試験等で選ばれたのですか。試験があると書いてありましたよね。
- 堀川課長 この方は、面接です。
- 中秋委員 面接だけですか。
- 中川教育次長 試験又は選考という表示にしています。
- 中秋委員 倍率は高かったのですか。
- 堀川課長 今回は、栄養士資格を要件にしております、4名来られました。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第38号「竹原市嘱託外国語

指導助手設置規則を廃止する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第38号「竹原市嘱託外国語指導助手設置規則を廃止する規則案」についてでございます。嘱託外国語指導助手とは、いわゆるALTのことでございます。現在ALTについては、JETプログラムを活用しておりますが、このプログラムを活用する前の規則でございます。現在、JETプログラムについては、後ほど議案第40号でご説明いたします招致外国青年就業規則として取り扱いをすることとしておりますので、議案第38号の嘱託外国語指導助手はしばらくの間採用しておりません。また、これまでもお伝えしておりますとおり、来年度から会計年度任用職員制度が導入されますが、この制度の中に基本的に嘱託という概念がありません。このような状況の中で、全てを改定するのではなく、一旦規則を廃止し、また別途必要であれば定めようと考えております。よろしくをお願いします。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 規則の廃止については、会計年度任用職員に移行されたというのは理解できるのですが、嘱託のニーズがなくなったというのは、少子化の影響もあるのですか。JETに限ってという理解でよろしいですか。

○吉本課長 今現在もJETのみ活用しております。今後必要があるかどうかということについては、まだ検討しておりますが、可能性はないとは言えませんが、今はJETに統一しておりますので、ここで大きく改正するよりは、今あるものに統一するというところでございます。

○西川委員 JETの先生を招致するのは、竹原市が要望した人数が配置されるという流れになるのですか。

○吉本課長 基本的には4名の配置をお願いしていますので、当初は4名を配置していただきます。ただ、JETの場合は、途中で帰国される場合がございますので、帰国された場合には、その後すぐ次の方が見つければ紹介していただき配置していただけますが、見つからなければ、数か月空くという

こともございます。

○西川委員 もう1点、竹原市はこれからグローバル化で英語に力を入れていこうという中で、加配といいますか学校の規模以上のプラスアルファの人数を求めた時に、そういった要望はスムーズに通るのですか。

○吉本課長 県費としては、定数が決まっていますので、なかなかとおりません。来年度から小学校は5・6年生が教科化されるということで、県下のどこの市町もニーズが多くて、竹原市としても要望はしておりますが、なかなか思うようにつかないというのが現状です。

○西川委員 その現状とこちらの提案とが相いれないような感覚がありましたので質問させていただきたいのですが、人数が足りない時には竹原市の嘱託制度があった方が融通が利くのではないですか。

○吉本課長 急遽、別途任用しなければいけない場合については、別の方法がございますので、雇えないというようなものではなくて、規則改正で対応しようとしておりますが、緊急に教職員の非常勤講師を任用しなければいけない場合と同様にALTも任用できるようにしようと考えております。規則が、教員になっているのですが、教員等と変えて対応できるように次回報告させていただければと思っています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第38号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて議案第39号「竹原市立学校の管理及び

学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第39号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。議案書21ページから24ページまで、24ページに新旧対照表を載せています。来年度、学校運営協議会が正式に設置されますので、このことに関わる改正でございます。24ページの第35条の4 小中学校等に学校運営協議会を置くことができる。2項として、学校運営協議会に関し必要な事項は、別に定めるとしてあります。来年度は、全ての学校ではなく、4校のみのスタートになりますので、一旦は、学校運営協議会を置くことができるとしてあります。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続きまして議案第40号「招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案」及び議案第41号「外国青年勤務評定要領の一部を改正する告示案」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案第40号「招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案」でございます。これは先ほどお話ししましたJETプログラムに関わる規則でござ

ございますが、会計年度任用職員制度に係る内容の文言等の整理でございます。併せて議案第41号についても同様でございますが、会計年度任用職員制度が導入されることにより、JETのALTも地方公務員として任用することになりますので、人事評価を行うこととなります。今まで評価は、勤務評定を行っていましたが、公務員としての人事評価に変わるものがございます。内容については、大きく変わるものではないので、今までどおり適切に評価をしていきたいと思っております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長 人事評価とは、どういうものですか。

職務代理者

○吉本課長 基本的には、評価を次の給与に反映したり、賞与に反映したりするもので、その人の目標管理を設定しながら、人材育成等も進めていくために使われるものでもあります。基本的には、会計年度任用職員になること、その次に評価をして、その評価に応じて次の年の給与を決定してまいりますので、そういう意味にも使われます。

○浅野教育長 基本的には、給与に影響があるという考えですね。

職務代理者

○吉本課長 そうです。

○西川委員 地方公務員法第22条の2に、会計年度任用職員の採用は、競争試験又は選考とありますが、JETの場合は、これではないということですか。

○吉本課長 はい。JETのみではなく、JETを任用できるような内容となっておりますので、これが全てイコールJETではありません。

○西川委員 JETで決まった先生を任用するという流れですね。

○吉本課長 そうです。

○高田教育長 それではお諮りいたします。議案第40号及び議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第40号及び議案第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、報告・協議事項といたしまして、「竹原市立学校の働き方改革推進宣言について」を議題といたします。関係課より報告をお願いします。

○吉本課長 議案書35ページ・36ページになります。竹原市立学校の働き方改革推進宣言を少し読ませていただきますので、ご覧ください。竹原市教育委員会・竹原市小学校長会・竹原市中学校長会・竹原市PTA連合会が入っています。竹原市立学校では、「地域とともにある学校」を目指し、児童生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に取り組んでおります。一方で、文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査では、学校での勤務時間が「過労死ライン」を上回る教諭が小学校で33.5%、中学校で57.7%という結果が出るなど、全国的に教職員の長時間勤務が大きな問題となっています。竹原市内の学校においても、所定の勤務時間を大きく超える時間外勤務や部活動・行事などによる土日・休日出勤など、上記の全国調査とほぼ同様の多忙な実態があり、教職員の長時間勤務の解消は喫緊の課題です。こうした中、竹原市教育委員会・竹原市小学校長会・竹原市中学校長会・竹原市PTA連合会では、「児童生徒に接する時間や授業を磨くための時間を十分に確保し、教師が毎日子供たちの前で生き生きと教壇に立ち、効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境を作ることが必要である」という思いを共有し、今後、相互に連携し、より一層の働き方改革を推進することとしました。これまでも、竹原市では、会議や行事の精選、定時退校日や部活動休養日の設定、夏季一斉閉庁の実

施などに取り組んでまいりましたが、今後はより質の高い教育を実践できる環境を作るため、各学校の状況を踏まえながら次のような取組を進めてまいります。来校者への対応終了時刻（原則18時）、電話対応終了時刻（原則18時）、部活動の指導や引率等を行う部活動指導員の配置促進、「部活動ガイドライン」に基づく適切で効果的な練習時間の設定、また、竹原市PTA連合会は、各学校と連携して、教職員が一人一人の児童生徒としっかりと向き合える教育環境の実現に向け、学校の取組を支援してまいります。保護者の皆様におかれましては、学校の働き方改革に向けた取組の推進について、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。ということで、これを、PTA連合会と共同して宣言を出させていただくこととしています。四角の中の下2つ、部活動については、そうすでにスタートして、今までもやってきたことです。ただ、来校者や電話対応について、原則18時までとしています。勤務時間はもっと早いので、先ほど言いました一斉閉庁日や一斉退校日を各学校設定しています。だいたい毎週水曜日を学校によって17時30分を設定している学校もございます。来年度はもう一つ頑張って17時にしようという学校も出ています。18時と言っても、そういう日についてはもう退庁しておりますので対応は難しいですが、原則18時という設定をしたいと思います。とは言え、何が何でもというわけではなく18時という一定のラインを設けさせてくださいということでございます。以上よろしく申し上げます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員 電話対応は18時までとなっておりますが、例えば18時以降に電話がかかってきたら、留守番電話で対応されるのですか。誰も出ないというわけにはいきませんか。

○吉本課長 留守番電話が必要かどうかという想定をしておりません。今現在も、あまり18時以降の電話が多くない状況です。留守番電話を設置する必要があるのか、やりながら検討していきたいと思っています。必要であれば、

留守番電話を導入しないといけないと思っています。ただ、委員がおっしゃるとおり、出ないわけにはいかないのです、当面の間は対応することになると思います。

○西川委員 竹下委員と関連するのですが、児童生徒の問題行動が夜にあった場合、保護者の方が担任の携帯番号を承知しておられて、そちらに連絡を取るということは可能ですか。

○吉本課長 基本的には、携帯番号を伝えることを推奨しているものではないので、お伝えしないのが原則です。どうしてもという場合には伝えることもありますが、やはり原則18時までということになります。生徒指導等心配なことがあれば、先ほども言いましたが、何が何でもというものではないので、そこは柔軟に対応していかなければいけないという思いもあります。ただ、それを出してしまうとズルズルと同じことの繰り返しになってしまうので、一定の御理解をいただきたいということでPTA連合会ともお話しさせていただいて、本当に緊急の場合は別ですが、次の日も可能であれば次の日に回していただきたいということでございます。

○高田教育長 これを発出する通知には、緊急の場合には警察・消防に速やかに連絡してほしいということを付け加えます。警察の方もこれまでのように学校に連絡があり、先生が探してそれから警察に連絡が入るよりは、最初から警察に連絡が入った方が初動が的確にできると聞いておりますので、それを通知に入れたいと考えています。

○西川委員 生活安全課の番号も書いておいていただければ、いいと思います。こういうことを先生の方からではなく、PTAの方から積極的に発信していただく仕組みがあったほうがいいと思います。

○吉本課長 本来これをPTA総会で、PTA会長さん等が説明して一緒にやってみましょうねという話をして下さる予定ではあったのですが、この度コロナ関係でPTA総会自体ができるかどうか分からない状況になっています。やはり、おっしゃるとおり、学校側が積極的に言うよりは、コミュニ

ティ・スクールもそうですが、保護者や地域の方から声が出て、みんなでやっといこうと言っていただくことが、一番いいのかと思います。

○高田教育長 宣言という形は極めてまれなケース、先進的な事例になると思います。4月1日に発出したいので、今課長が言ったようにできればPTA総会の場で、会長さんが言ってくださるほうがより効果的なので、1日の日付になります。少し様子を見て総会が開けるようなら総会でやりたいと思っています。

○西川委員 最近、出席率はあまりよくないですかね。市の広報に入れていただけると皆さんが必ず見られるのでいいと思います。

○吉本課長 検討させていただきます。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和2年第3回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和2年 3月26日 午後 2時20分閉会